

那覇市保健所 次期総合衛生システム導入事業
提案依頼書

令和6年5月



那覇市

1 目的

本市は、平成 31 年 4 月より Web 型の管理システムにより保健所業務（食品衛生、生活衛生、医事、薬事）をオンプレミス型で運用を行っている。

次期システムにおいては、本市DX推進計画のセキュリティ対策基本方針に基づき、外部からの侵入や人為並びに自然災害発生等を想定した情報資産の適切な管理及び運用による物理的対策を講ずるため、LGWAN-ASP 方式での運用を検討している。

さらにDX推進の観点により、施設監視時等におけるタブレット機能活用による業務効率化や、国の「食品衛生申請等システム」や本市の電子申請システム等とのデータ連携が可能なパッケージ導入を行うものとする。

2 事業概要

(1) 対象業務システム

総合衛生システム（以下「システム」という。）

(2) 事業名称

事業名称は、「次期総合衛生システム導入事業」（以下「本事業」という。）とし、提案書を含めてこの事業を書き示す場合は、統一してこの名称を使用すること。

(3) 事業の範囲及び事業に求める要件

「那覇市保健所次期総合衛生システム導入事業仕様書」のとおりとする。

(4) 契約形態

サービス利用契約

(5) 契約及びサービス利用期間

契約期間 : 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

サービス利用期間 : 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（60 ヶ月）

(6) 支払方法

サービス利用開始日の翌月から月額均等払い（60 ヶ月）

(7) 提案上限額

42,810,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 参加要件

(1) 提案事業者要件

- ア、本事業を提案上限額の範囲内で実施すること
- イ、本市「令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登載されていること
- ウ、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク及びISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）ISO27001の認証を取得していること
- エ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- オ、市町村税等（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納していないこと
- カ、那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと
- キ、本市による入札参加資格停止の措置を受けていない者
- ク、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者
- ケ、過去5年以内に、保健所を有する自治体に対し、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること
- コ、提案事業者から第三者及び協力連携事業者への一括再委託は認めない。

(2) 協力連携事業者要件

- ア、本事業を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者との連携を行う場合、3（1）エ～クの要件を満たし、プロジェクト管理、システム導入、システム改修、システム保守等について業務を分担し、一体となって業務を遂行できる事業者組織を求める。
- イ、システム保守を行う事業者は、通常業務時間の障害について1時間以内の対応（着手）できることを要件とする。またその際は、業務分担した役割を明示すること。さらに、協力連携事業者は、自治体のITシステム対応実績を有する事業者であること。

4 提案に関する事項

(1) 参加表明書の提出

本提案への参加を希望する者は、以下の所定の様式を提出すること。期限までに提出がない者からの提案は受け付けない。

提出期限：令和6年6月19日（水）16時までに提出、又は郵送必着

提出先：「8 連絡・照会先」に定める照会先

提出物：

	書類	備考
1	参加表明書（様式 1-1）	（1）協力連携事業者がある場合 参加表明書（様式 1-1）にその旨記述すること。提案事業者は1～3を提出し、協力連携事業者は2～8を提出すること。 （2）協力連携事業者がない場合 1～3を提出すること（「令和6・7年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登載されていることが参加要件のため）。
2	会社概要（様式 1-2）	
3	誓約書（守秘義務）（様式 1-3）	
4	誓約書（暴力団等）（様式 1-4）	
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
6	市町村税納税証明書（滞納のない証明書）	
7	消費税納税証明書（滞納のない証明書）	
8	財務諸表	

（2） 提案にかかる書類の提出

提出期限：令和6年7月2日（火）正午までに提出、又は郵送必着

※機能審査及び提案審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。提案書の受付が同時の場合は、参加表明書の受付順の逆順とする。具体的な日時及び場所については、事務局より別途連絡する。

提出先：「8 連絡・照会先」に定める照会先

提出物：

	書類	部数、ほか
ア	提案提出書（様式 1-5）	1部 ※1
イ	提案書	1部、写し8部 ※1～2
ウ	協力連携事業者予定調書（様式 1-6）	
エ	契約実績証明書（様式 1-7）	
オ	次期総合衛生システム機能証明書（様式 2）	
カ	見積書及び内訳明細書	1部 ※2～4
キ	CD または DVD	1枚 上記ア～カについては文字検索可能なPDF形式、オについてはExcel形式でも格納すること

※1 各提出書類の正本には代表者印を押印すること。

- ※2 資料毎にインデックス等を付け、見やすさに配慮すること。
- ※3 名称又は商号及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ※4 実現可能な要求・機能等を満たすのに必要なカスタマイズ、サブシステムの構築等がある場合、それらも含めての見積書及び内訳明細書を作成すること。

提出物詳細：以下のとおり。以下に詳細記載のないものは、上記表のとおり。

イ、提案書

「別紙4 提案書作成要領」に基づき作成すること。

エ、契約実績証明書

今回、導入予定のシステムと類似した構成のパッケージシステムで、平成31年4月以降に締結した契約を対象とする。

オ、次期総合衛生システム機能証明書

本仕様書「5 システム機能の証明」に基づき作成すること。

カ、見積書及び内訳明細書

- 1) 様式の各項目をみれなく記載し、正本については代表者印を押印すること。
- 2) 消費税及び地方消費税も含めて記載すること。
- 3) 「次期総合衛生システム導入事業仕様書」記載の導入業務分と運用保守業務分に分けて記載すること。
- 4) 運用保守業務分は令和7年4月分からの月額×60カ月分で積算すること。
- 5) 内訳明細書は貴社の様式にて提出すること。但し、次の区分で記述すること（税額がわかるように記載すること）。
 - ア) ハードウェアに関する経費（タブレット含む）
 - イ) ソフトウェアに関する経費
 - ウ) 導入経費（S I）
 - エ) カスタマイズ、サブシステム構築がある場合、その経費
 - オ) プロジェクト管理経費
 - カ) 操作研修経費
 - キ) その他調達にあたって必要な一時的経費
- 6) 継続費用に関する経費（月額 × 60ヶ月として積算すること。）
 - ア) 保守経費（ハードウェア、ソフトウェア、システムサポート等）
 - イ) その他、60ヶ月間の継続運用を予定する条件にて必要な継続経費

(3) 提案書に関する質疑について

本提案に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

受付期限：令和6年6月6日（木）まで

提出方法：「8 連絡・照会先」に定める照会先宛に「様式3 疑義照会書」を添付して、メールで照会する。メールの件名は「次期総合衛生システム導入事業」とする。

回答方法：令和6年6月13日（木）までに、本市ホームページに掲載する。ただし、質疑の内容によっては、回答しないことがある。

(4) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する際は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること。

(5) 提案の無効

ア、所定の期日、提出場所及び提出方法によらないとき

イ、参加要件を満たさないとき

ウ、見積書に記載した金額その他の記載事項が不明確（日付、金額、住所、氏名、印影その他重要な内容についての誤字又は脱字や金額の訂正がある等）なとき

エ、提案書等に虚偽の記載があったとき

オ、見積金額が提案上限額を超えているとき

カ、提案に関して不正行為があったとき

キ、その他提案に関する条件に違反した提案

(6) その他、注意事項

ア、提案者は1つの提案のみ行うこと（複数製品の提案は不可）。

イ、協力連携業者は複数の提案事業者の協力連携事業者となっていないこととする。また、協力連携事業者が提案事業者として参加することは認めない。なお、提案事業者が協力連携事業者として参加することも認めない。

ウ、提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

エ、提出された提案書類一式は返却しない。なお、提出書類等については、本市組織内でコピー・配布することはあるが、提案者に断りなく他公共団体や他社への配布は行わない。

5 システム機能の証明

(1) 体裁

A4 片面印刷とし、横置・横書・上綴じとする。ただし、視認性等の問題により、A4 に記載することが困難である場合に限り、A3 の使用を認める。その際は、A4 サイズに折り込んで提出すること。

(2) 表紙

機能説明書の表紙には、タイトル、提出年月日、事業者名を記載すること。また、

正本には代表者印を押印すること。

(3) 目次

表紙の次に目次を入れること。目次には機能説明書（表紙、目次を除く）の中央下に付したページ番号を表示すること。

(4) 記載要領

提案業務に求める要件については、以下の通りとすること。充足できない要件がある場合は、当該要件に代わる適切な代替案を備考欄へ記入し、システムの運用管理に支障のない構成とすること。備考欄へ記入できない場合は、別添資料（A4 横書の任意様式）の添付でも差し支えない。

ア、基本要件、共通機能、個別機能における機能証明

様式 2 各シートの機能証明

- 「◎」 標準機能で対応可
- 「○」 無償カスタマイズで対応可（備考欄に代替案を記載）
- 「△」 有償カスタマイズで対応可（備考欄に税込費用額を記載）
- 「×」 対応不可

イ、帳票要件

「(別紙 3) 要求帳票一覧」を参照のこと。

6 提案審査評価及び選定に関する事項

(1) 概要

審査は、下記の 4 区分で実施するものとし、提案審査評価は委員会が実施する。

応募者多数の場合のみ、書類選考による一次審査を実施し、4 者程度の二次審査対象者を選定する。一次審査を行った場合は、選定後速やかに全提案者に通知する。

二次審査は、「別紙 5 次期総合衛生システム提案評価基準」に沿って、機能内容及び提案内容の審査を行う。詳細は以下のとおり。

審査	区分	審査方法	評価対象
一次	書類	様式 2 において◎及び○が多い提案者 4 者を選定する	基本・共通・個別機能
二次	機能	・ 様式 2 の機能証明 ・ 別紙 5 提案評価基準 (4) ④～⑥、(17) ①～③ ・ デモンストレーション	機能内容
	提案	・ 提案書類 ・ 別紙 5 提案評価基準 (4) ④～⑥、(17) ①～③以外 ・ プレゼンテーション	提案内容

価 格	提案見積額による価格点の導出を行う	提案見積額
--------	-------------------	-------

(2) 配点

審査点は 1000 点満点とし、審査区分における配点は次のとおり。

- A 機能審査 500 点
- B 提案審査 300 点
- C 価格審査 200 点

価格点については、提案上限額の 90%以下であれば価格点満点（200 点）となる。

(3) 機能審査（デモンストレーション）の実施

実施期日：令和 6 年 7 月 9 日（火）（予定）

実施場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号 那覇市保健所 3 階健康増進室（予定）

時 間：各社 150 分以内（説明 120 分、質疑応答 30 分）を予定すること。

参加人数：提案者は、上記実施場所で行う場合 3 名以内とする

※デモンストレーション時に資料の追加提出は認めない

(4) 提案審査（プレゼンテーション）の実施

実施期日：令和 6 年 7 月 11 日（木）（予定）

実施場所：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号 那覇市保健所 3 階健康増進室（予定）

時 間：各社 60 分以内（説明 40 分、質疑応答 15 分）を予定すること。

参加人数：提案者は、上記実施場所で行う場合 3 名以内とする

※プレゼンテーション時に資料の追加は認めない

(5) 予備日について（予定）

災害その他やむを得ない理由があるときは、提案審査の期日を延期することがあります。延期になった場合、以下日程を予定しています。

機能審査：令和 6 年 7 月 16 日（火）（予定）

提案審査：令和 6 年 7 月 18 日（木）（予定）

(6) 審査結果の通知

結果については、選定後速やかに全提案事業者に文書により通知するものとする。その内容は優先交渉権者名及び次点交渉権者名のみとする。

なお、結果に対する異議は受け付けない。

(7) 受託候補者の決定

優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託候補者を決定する。ただし、優先交渉権者とする提案者は委員の持ち点の合計（機能審査＋提案審査）の 6 割以上を獲得していなければならない。なお、協議が合意に至らなかった場合は次

点交渉権者と協議に入るものとする。

(8) 留意事項

ア、各社の開始時刻及び実施場所の詳細については、参加表明書に記載の担当者あてに通知する。なお、実施日やそれ以降のスケジュールが変更となる場合は、改めて通知する。

イ、実施にあたり、使用する備品等はすべて提案者で用意すること。但し、プロジェクター、スクリーン、コンセントについては本市の既存機器の範囲内で用意する。

ウ、提案者は、WEB開催を希望する場合、オペレーターの配置及び必要なPC並びに通信機器等について用意すること。

市側が利用するプロジェクター及びスクリーンについては、事務局で提供可能である。事前の通信テストを希望する場合は、参加表明時に希望日を提示すること。また、本市の機器等の使用を希望する場合で、当日通信障害等の不具合が発生した場合、本市は責任を負わないこととする。

プロジェクター型番： EPSON EB-1776W モデル H476D

7 その他

(1) 経費負担

提案書等の書類作成提出、デモンストレーション、プレゼンテーション参加等一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出書類等の取扱い

ア、提出期限の経過後は、参加表明書、提案書等の提出、再提出及び差し替えを認めない。

イ、提出された提案書等は返却しない。

ウ、提出書類等に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。但し、本市がこのプロポーザルの審査その他本事業のために必要な範囲内で、提案者の承諾なく提出書類の内容を無償で使用するものとする。

(3) 言語等

提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出時の事故

郵送事故又は電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする。

8 連絡・照会先

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市 健康部 保健所生活衛生課 次期総合衛生システム導入事業事務局

担当：藪内、泉

TEL : 098-853-7963

FAX : 098-853-7965

MAIL : K-EISEI001@city.naha.lg.jp